とうきょう さんぱい

第32巻第9号　通巻第304号
304
平成27年12月10日発行

全国産業廃棄物連合会

第５５回関東地域協議会

新入会員との懇談会　平成 27 年度上期入会の会員と協会役員との懇談会
全産廃連 ほか　第１４回『産業廃棄物と環境を考える全国大会』参加報告
医療廃棄物委員会　第１回排出事業者向けセミナーを開催
収集運搬委員会・青年部合同研修会　『事故の傾向と対策』
法制度検討委員会　合宿集中討議を今年も開催
青年部だより　神奈川青年部との交流会で片瀬海岸清掃ボランティア
女性部だより　『e-Lady21 のつどい』・勉強会『契約書・印紙税 第２弾』

一般社団法人 東京都産業廃棄物協会

有明興業は、未来のエネルギーを創造します。

Recycle Quality

リサイクルを考える時代から、
リサイクルの品質を選ぶ未来へ。

廃棄物から地球にやさしい燃料をつくっています。
これらは今、次世代エネルギーとして、製造工場や発電施設などで活用されています。

オフィス工場 ⇒ プラスチック 紙 繊維 木 金属
→ 〈サーマルリサイクル〉RPF(固形燃料)・プラフ燃料 → 各種企業、発電会社など
→ 〈マテリアルリサイクル〉再資源化 → 各種メーカー

●CO_2発生を通じて、地球温暖化を抑制します。
●石油や石炭の代替燃料となり、エネルギー確保の有効活用につながります。
●限りある資源の有効活用につながります。

輸送に比べてCO_2排出量の少ない船舶輸送を推し進めています。

東京港に面する若洲工場とリサイクルポートでは、2,000トン級の船舶が接岸できるプライベートバースを活用し、
全国各地から廃棄物を受け入れ、製品出荷体制を整えています。

2014年度 中間処理業
収集運搬業（積替え保管を含む）
産廃エキスパート
認定番号 3-14-C0012
認定番号 3-14-B0076

優良産廃処理業者認定制度
優良認定業者
ありあけこうぎょう
http://www.akset.co.jp/

有明興業株式会社
ARIAKE KOUGYO CO.,LTD.
〒136-0063 東京都江東区和倉2-8-25 TEL.03-3522-1911 FAX.03-3522-1919

環境負荷を低減し、よりクリーンな社会へ

砕石船積み風景

女子美術大学作画
当社砕石置場

わたしたちのとりくみ

資源を**再生する**	省エネを**実行する**	**省燃費で**運転する	会社周辺の環境を**整備する**	**グリーン購入を**心がける

etc

事業内容

●産業廃棄物処分業（コンクリート塊 破砕 2,040t/ 日）
●産業廃棄物収集運搬業（保管積替えを含む）
保管積替（汚泥、燃え殻、鉱さい）
積替（上記外に廃油、廃プラ、金属くず、ガラス・コンクリート・陶磁器くず、ばいじん、がれき類）
～陸上運搬はもちろん海上運搬も～
●汚染土壌の陸上海上輸送　●再生砕石、再生砂販売

日栄産業株式会社
～リサイクルポートの活用で資源の再生利用を促進～

〒143-0003 東京都大田区京浜島3丁目5番2号
TEL03-3790-7400　http://nichiei-sangyo.jp

ISO14001:2004取得

中間処理業 3-14-B0022
収集運搬業 3-14-C0027

CONTENTS

全国産業廃棄物連合会
第 55 回関東地域協議会 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 2

27 年度上期入会
新入会員と協会役員との懇談会 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 8

全国産業廃棄物連合会 ほか
第 14 回『産業廃棄物と環境を考える全国大会』参加報告 ・・・・・・・ 10

医療廃棄物委員会
第1回 医療廃棄物排出事業者向けセミナー『医療廃棄物処理の実務のポイント』 ・ 12

収集運搬委員会・青年部 合同研修会
ドライブレコーダー映像で見る事故の傾向と対策 ・・・・・・・・・・・・ 14

法制度検討委員会
合宿集中討議 今年も開催 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 16

青年部だより
東京都・神奈川県協会 青年部 交流事業**〜片瀬海岸の清掃ボランティアを実施〜** ・・・・ 20

女性部だより
第 4 回『e-Lady21 のつどい』in 佐賀
勉強会『知っておきたい契約書作成と印紙税のポイント第 2 弾』 ・・・・・・ 22

身近なヒヤリ・ハット事例　Part 92 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 7
協会の主な今後の日程 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 19
会員の皆様へ　新春講演会・賀詞交歓会　開催のお知らせ ・・・・・・・・・・・・・・・・ 19
よろず相談　法律・事故発生の場合の排出事業者の責任 ・・・・・・・・・・・・・・・・・ 25
講師余談・古代史散歩　移動する大王墓の謎 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 30
事務局だより・編集後記 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 32
表紙の言葉 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 18

題字 : 東京都産業廃棄物協会　会長　高橋 俊美

全国産業廃棄物連合会

第 55 回関東地域協議会

処理法改正・処理業の振興策・災害廃棄物処理等について討議
環境省・角倉課長講演『産業廃棄物行政の現状と今後の展望について』

平成 27 年 11 月 27 日㈮ 14 時から、パレスホテル大宮 3F「センチュリールーム西の間」（埼玉県さいたま市大宮区）において、第 55 回関東地域協議会が開催された。協議会会長の石井邦夫氏、全国産業廃棄物連合会専務理事の森谷賢氏の開会挨拶に続き、主に 3 つの議題について報告・討議された。議事終了後には、環境省大臣官房廃棄物・リサイクル対策部産業廃棄物課長の角倉（すみくら）一郎氏より『産業廃棄物行政の現状と今後の展望について』をテーマに、平成 27 年度の主なトピックと来年度の展望について講演が行われた。

（取材・塩沢 美樹）

協議会議事

1 廃棄物処理法の見直しについて

全産廃連・法制度対策委員会は、本年 8 月から 11 月に『廃棄物処理法の見直しに関する意見（事務局素案）』に対し、各都道府県協会への意見照会を実施した。11 月 24 日開催の同委員会において、この結果について検討され、寄せられた意見を追加した約 30 の要望事項について合意がなされた。今後、同委員会において意見書をとりまとめ、理事会の決議を経て、環境省に提出する見込みであること等が報告された。要望事項の内容をいくつか紹介すると、産業廃棄物処理業の許可申請書類及び添付書類の様式を全国共通に、また許可申請や届出の電子化などを要望するとしている。このほか、欠格要件の見直しや、廃棄物品目に係る判断の統一化、電子マニフェストの登録日及び処理の終了報告期限の延長なども盛り込まれるとのことだ。

当協会から高橋会長、赤石副会長、横手事務局長が出席

2 処理業の振興策

産業廃棄物処理業の業法を含めた振興策の検討を目的に、平成 26 年に全産廃連・法制度対策委員会のもとに設置されたタスクフォースは、平成 26 年 8 月から平成 27 年 9 月の間に計 13 回の会合を行い、このたび報告書をまとめた。この中で、当業界に対する認識とその実態を「受け手としての“廃棄物の処理・処分”から、創り手としての“資源とエネルギーを製造する”業界」へ引き上げるべきであるとして、6 つの振興策を提案するとともに、女性従業員の積極的雇用や管理職への登用、職場環境の整備等、女性の視点を組み入れた事業展開への取組みを進めることが重要であるとした。

振興策の内容を抜粋すると、廃棄物処理は資源・エネルギーの製造へと役割が拡大し、高い技術力が求められる時代となっていることから、技術力を示す客観的な指標として、排出事業者や一般市民にもわかりやすい**資格制度を創設**し、資格のレベルを維持し、これまで行われてこなかった資源とエネルギーの循環に特化した研修会等を構築・実施するための機関として「**仮称・資源循環アカデミー**」**の立ち上げ**を検討する。さらに、資源とエネルギーの循環を適切かつ効率的に実施するための「**新技術の開発**」、民間におけるリサイクル品の利用を促進するため「**リサイクル品の品質基準を定める**」、「**海外展開**」の布石として海外からの研修生受入れの促進、「**全産廃連と都道府県協会の役割と機能の強化**」の 6 項目となっている。

協議会会場

3 災害廃棄物処理について

平成 27 年 9 月 10 日に発生した関東・東北豪雨により鬼怒川が決壊し、茨城県常総（じょうそう）市において甚大な被害が発生した。同市に対する災害廃棄物処理支援対応について、茨城県協会より説明があった。

9 月 14 日、茨城県知事から同県協会会長に対し、災害廃棄物処理支援要請があった。この要請に基づき災害廃棄物対応検討委員会を開催し、協会災害対策本部を設置して現地調査等を実施した。さらに、同市の要請をうけ、9 月 17 日から 10 月 10 日にかけて、協会会員事業所の協力により、市内の任意の場所に積まれた災害廃棄物約 31,000m^3 を、市の設置した仮置場へ搬送した。

この水害により発生した災害廃棄物は約 93,500t にのぼる。環境省の指導により、市が災害廃棄物処理計画を策定し、発災 1 年後の平成 28 年 9 月末を目標に処理を行う予定だ。

災害廃棄物処理対応について、初めて改正廃棄物処理法が適用された事例として、内外から関心を集めているとのことである。

講　　演

『産業廃棄物行政の現状と今後の展望について』

環境省大臣官房廃棄物・リサイクル対策部　産業廃棄物課長
角 倉 一 郎 氏

1　平成 27 年度の主なトピック

(1) 災害廃棄物の処理への対応

国は、東日本大震災等近年の災害における教訓・知見を踏まえ、災害により生じた廃棄物について、適正な処理と再生利用を確保した上で、円滑かつ迅速にこれを処理するための法整備を行い、平成 27 年８月、廃棄物の処理及び清掃に関する法律と災害対策基本法の一部を改正する法律を施行しました。この改正により、「産業廃棄物処理施設において産廃と同様の性状を有する一般廃棄物を処理するときの届出は事後でよい」など、災害が発生したときに、産業廃棄物処理施設において災害廃棄物を処理することについて、各種特例措置を設けたことが、産業廃棄物行政の観点から大きなトピックです。

改正法施行直後の９月に関東・東北豪雨が発生した際には、さっそくこの規定を適用し、茨城県常総市では産廃処理施設において、事後届けにより処理を開始したとのことです。

さらに、産廃処理業者や関係団体等で構成する『災害廃棄物処理支援ネットワーク（D.Waste-Net）』が平成 27 年９月に発足しました。こうしたネットワークを活用し、災害廃棄物が大量に発生した際には、関係者がすみやかに連携して動ける体勢を構築しているところです。

(2) 水銀廃棄物等への対応

2013 年 10 月に熊本で開催された国際会議において採択された『水銀に関する水俣条約』への対応について、中央環境審議会に諮問し、対策をとりまとめたところです。水銀廃棄物については、廃棄物処理法の枠組みで対応が可能であるとして、廃棄物処理法の改正は行わず、政令・省令等で対応することとして検討を進めています。

現在、日本では年間 60 ～ 70t の水銀廃棄物が発生し、そのうち相当部分が回収され輸出されています。これまで有価物として取扱われてきた金属水銀が、今後、条約による規制に伴い廃棄物となる可能性が想定されるため、水銀廃棄物対策に係る廃棄物処理法施行令を本年 11 月 11 日に公布しました。廃水銀等を特管廃棄物に指定し、収集・運搬、処分等の基準を改正しました。水銀汚染物、水銀使用廃製品についても、「水銀含有ばいじん等」「水銀使用製品産業廃棄物」に指定し、委託契約書・マニフェストへの記載や回収を義務付けることになります。

また、医療用計測機器として約 28t の水銀が退蔵されるとみられ、医師会等と協力して集中的に回収する取組みを進めているところです。

(3) 地球温暖化対策

日本が CO_2 排出削減をより進めるにあたり、全産廃連が平成 27 年５月に『全国産業廃棄物連合会　低炭素社会実行計画』を策定し、2020 年度における温室効果ガスの排出量等の目標をたてていただいたことに、大変感謝しております。環境省としても、各種の支援事業を来年度以降さらに充実・強化したものにしたいと検討を進めています。産業廃棄物処理業の振興という観点からも、低炭素化、省エネ対策、CO_2 排出削減対策は重要と考えているので、こうした取組みを支援するための予算要求をしているところです。

(4) 特定一廃・特定産廃の要件見直し

事故由来放射性物質により一定程度に汚染された廃棄物の多量排出が今後見込まれないと考えられる都道府県については、対象地域から外すことを基本として、個別施設ごとに要件を外すなどの検討を進めています。

(5) 不法投棄事案に対する財政支援

これまで、特定の業界団体に依頼する形で費用負担されてきましたが、本年４月に検討会を設置し、産業廃棄物に関係する方に広く協力を求めるとの基本的な考え方をとりまとめ、マニフェスト頒布団体等にも協力を求めるなど、費用負担の仕組みの見直しを進めています。

左から松澤副協議会長、角倉課長、石井会長

(6) PCB 廃棄物に対する対応

高濃度 PCB を含む高圧トランス・コンデンサについては、全国５カ所の PCB 処理事業所（JESCO）において処理が行われており、各事業区域ごとに処理完了期限が決められています。

しかし、高濃度 PCB の保管が 30 年以上となり、所在のわからない機器があることや、現在使用中の機器が相当数存在するとみられることから、期限内の処理が難しい状況です。対策として、機器の使用禁止や所在確認のための立入調査権限の強化など、検討を進めており、年内に今後の方向性をとりまとめる予定です。

(7) カドミウム、トリクロロエチレン

環境基本法に基づく水質環境基準及び地下水環境基準、水質汚濁防止法に基づく排水基準の改正をうけ、カドミウムおよびトリクロロエチレンについて、廃棄物処理法省令等の改正手続を進めているところであり、カドミウムについてはまもなく告示が公布される見込みです。

(8) 廃棄物処理法の基本方針の改定

現在、廃棄物行政全般に関する基本方針の改定を行っており、産業廃棄物関係では、排出量について、現行の目標値（平成 27 年度まで）では約 423 百万トンに抑えるとなっていましたが、これを平成 32 年度に約 390 百万トンに、最終処分量は約 13 百万トンにすることとしています。これは東京オリンピック・パラリンピック大会等による増加分を踏まえて試算した結果の数値です。これについては現在パ

ブリックコメントを実施中です。

また、産業廃棄物処理を取り巻く情勢の変化への具体的対応として、優良産廃処理業者認定制度、電子マニフェストの普及促進、水銀廃棄物対策、PCB 廃棄物対策等についての記載を充実・強化しました。

(9) 予算要求及び税制改正要望

重点予算として、「低炭素型廃棄物処理支援事業」に 1,700 百万円（新規）の予算を組み、事業計画策定支援・低炭素型設備等導入支援などを盛り込んでいます。低炭素化設備には、要望の多かった RPF 施設等を追加し、また収集運搬車両の低燃費化等も支援対象に加えています。「産業廃棄物処理業のグリーン成長・地域魅力創出促進支援事業」は、100 百万円から 114 百万円への増額を要求しています。

このほか、電子マニフェストの普及促進の一貫として、電子マニフェストシステムの機能強化、利便性向上を目的に「IT を活用した循環型地域づくり基盤整備事業」（100 百万円）を要求しています。

税制改正については、①最終処分場に係る維持管理積立金制度に係る特例措置の適用期限の延長、②軽油に係る課税免除の特例措置の延長の２つを要望しているところです。

2 来年度の展望

(1) 廃棄物処理法の見直し

来年度の最大の課題は、廃棄物処理法の見直しだと思っております。平成 28 年 4 月 1 日から本格的に検討プロセスをキックオフしますが、その際には全産廃連の皆さまからの意見を十分ふまえたうえで、より良い制度になるよう取組みを進めたいと考えております。これまでの排出事業者責任の強化、不法投棄・不適正処理対策の徹底に加え、優良産業廃棄物処理業者の取組みをいかに支援するかも、大きな検討の視点となると思っています。具体的な内容については、皆さま方のお知恵をいただきながら、どこまで可能か知恵を絞っていきたいと考えています。

(2) 廃棄物等の輸出入規制

近年、廃鉛バッテリー、石炭灰、廃電子基板等、廃棄物の不法な輸出入が激増している状況に頭を悩ませています。特に問題となっているのが、雑品スクラップといわれるもので、家電 4 品目を破砕し、そのまま海外に輸出するという事例が後を絶ちません。なんらかの規制強化を図れないかと検討中です。輸出入の話ですが、廃棄物に係るので廃棄物処理法の見直しの議論と平行して、輸出入対策の強化についても検討を進めています。

(3) Ｇ７サミット環境大臣会合への対応

平成 28 年 5 月、三重県で G7 サミットが開催される予定です。大きなテーマとして取り上げられる「資源効率性」について、今後、ワークショップを開催して議論を深めることになっています。環境省としても何が打ち出せるかについて検討を進めています。

(4) 産廃処理業振興ビジョンの策定

各種の検討作業を進める中で大きなもののひとつに、「人材育成方策の検討」があり、全産廃連の事務局とともに議論を進めています。来年度、国の産業廃棄物処理業振興ビジョンを策定し、具体策の検討とりまとめに入りたいと考えています。

身近なヒヤリ・ハット事例 Part 92

	何処で	何をしている時	何がどうした	改善すべき事項
1	一般道路で	信号待ち発進時	青信号になったので発進したら、自転車が赤信号で横切ってきたため接触しそうになった。	住宅街など、歩行者・自転車が多い所では、常に飛び出しなどを意識して走行する。
2	一般道路で	交差点左折時	歩行者用信号が点滅から赤に変わり、再度確認をして左折しようとしたところ、猛スピードの自転車が渡ってきて巻き込みそうになった為、急ブレーキをかけた。	「だろう運転」をしない。常に最悪な状況を想定し、「かもしれない運転」を心掛ける。
3	一般道路で	走行中	前を走行していたタクシーが、客を乗せるのために急停車したため、追突しそうになった。	タクシーや初心者マークの車などは、特に意識をして車間距離を取る。
4	高速道路で	走行中	高速道路を走行中、睡眠不足で少し蛇行運転をしてしまい、他車に追突しそうになった。	寝不足は飲酒と同じであるという意識を持ち、しっかりと睡眠を取る。睡眠不足を感じたら仮眠を取る。
5	高速道路で	料金所走行中	前車がＥＴＣレーンで急停止したため、追突しそうになった。	ＥＴＣ料金所に入る際は、普段以上に前車との車間距離を空けるよう気をつける。
6	現場で	バック走行中	バック時に降りて後方確認をしたが、実際にバックする際に後方に作業員が出てきたため接触しそうになった。	状況は常に変化することを意識して、どんな時でも周囲に気を配り運転する。
7	現場で	作業中	荷物を積んでハシゴから降りたら、降りたところに小石があり、足を挫きそうになった。	ハシゴから降りる時は、足を着く所を確認してから降りる。
8	現場で	作業中	歩道をまたいで積込み中、歩行者とぶつかりそうになった。	歩行者の往来など、周囲をよく注意して作業する。歩行者を優先する。

「ヒヤリ・ハット」の事例がございましたら、協会までお寄せ下さい。

27 年度上期入会

新入会員と協会役員との懇談会

平成 27 年 11 月 24 日㈫ 11 時より協会会議室において、新入会員と協会役員との懇談会を開催した。今回は 27 年 4 月から 9 月までの 27 年度上期に入会した 4 社を対象として開いたもので、このうち正会員２社が出席した。高橋会長の挨拶に続き、出席者自己紹介、横手事務局長による協会事業説明の後、活発な意見交換が行われた。

（取材・塩沢美樹）

前列左から伊藤常任理事、北角氏、高橋会長、山本氏、乙顔副会長、
後列左から木島（事務局）、加藤常任理事、五十嵐常任理事、横手事務局長

開会にあたり高橋会長は「当協会には７つの委員会と３つの部会があり、それぞれ活発に活動しております。委員会・部会活動にご理解いただき、活動に参加していただければありがたいと思っております。また、当協会の特徴として、機関誌を毎月発行し、様々な情報を発信していますので、是非機関誌をご活用ください。他県との交流・連携につきましては、全国産業廃棄物連合会及び関東地域協議会の各活動に参画するとともに、東京だけで解決できない問題等は、近隣県と協力して取組んでいます。５年後の東京オリンピック・パラリンピック大会の開催に向け、景気の好転を期待しているものの、我々の業界にはまだ波及効果が感じられないのが現実です。こうした状況も踏まえ、当協会へのご質問、ご要望があれば遠慮なくお申し出ください。また、是非ご意見もお寄せください。」などと挨拶した。

次に、横手局長が配布資料に基づいて協会事業及び財政状況等の説明に加え、「当協会は、東京都の環境行政に協力していくという高橋会長の方針を踏まえ、都と定期的に意見交換等を行っており、行政のサポートを必要とする会員企業の要請にも対応しておりますので、ご相談いただければと思います。また、本日現在の会員数は正会員・賛助会員をあわせて 623 社です。大きな増減はなく安定した推移を示しておりますが、会員の確保は重要課題と考えております。関係の方がありましたらお声かけをお願いいたします。」と述べた。

続いて意見交換に移ったが、今回出席の㈱日美産業・山本氏は千葉県協会の常任理事であり、また甲陽興産㈱・北角氏は滋賀県協会青年部長や全産廃連青年部近畿ブロック長を歴任するなど、高橋会長をはじめ、本日出席の当協会役員とは旧知の間柄であることから、多岐にわたる情報交換の場となった。一部を紹介すると、平成 25 年度に東京都・千葉県協会の合同で実施した海外処理施設見学研修会は大変有意義だったという話題から、国や全産廃連が静脈産業の海外進出を推進する中、当協会員の数社が海外での事業展開を果たしており、こうした企業を訪問し、問題点や苦労話を聴いてはどうかといった海外視察のあり方が提案された。そのほか、産廃協会の会員確保のための方策についても活発に情報交換がなされていた。

今回の出席者は次のとおり（順不同・敬称略）。

正会員　㈱日美産業（ひよし）　～安全で環境に優しい処理で社会に貢献する～

出 席 者： 代表取締役　山 本　　隆
所 在 地：（本 社）　千葉県鴨川市平塚 2717 番地
（工 場）　千葉県鴨川市平塚 2704 番地
（事業所）　千葉県浦安市舞浜３丁目 32 番地
TEL　04-7098-0641　　URL：http://www. hiyoshi-eco.jp
概　　要： 千葉県を中心に、3R の実践を目指した産業廃棄物の中間処理・収集運搬業を行う。資源循環型社会の構築の観点からリサイクル・リユースに力点を置き、特に建設リサイクル法をふまえ再資源化等を実施している。

正会員　甲陽興産㈱　～自然と産業が共生する社会の実現に向けて～

出 席 者： 代表取締役　北角（きたずみ）治太（なおひろ）
所 在 地：（本 社）　滋賀県甲賀市甲賀町相模 319 番地
（東京支店）　東京都千代田区内神田２丁目11番６号 共同ビル（内神田）７階 75 号室
TEL　03-6206-0533　　URL：http://www.koyo-eco.net
概　　要： 昭和 46 年に創業し、管理型最終処分場を運営。滋賀県に最終処分事業を譲渡後はその維持管理業務にあたる。平成 10 年以降は産業廃棄物収集運搬業を専業とし、近年は、製造業の廃棄物に特化し、資源物の買取りや環境分析など、廃棄物に係るあらゆる業務をワンストップサービスで提供する。

第 14 回 産業廃棄物と環境を考える全国大会
参　加　報　告

平成 27 年 11 月 6 日㈮、全国産業廃棄物連合会、日本産業廃棄物処理振興センター、産業廃棄物処理事業振興財団の３団体主催による**第 14 回『産業廃棄物と環境を考える全国大会』**が、ホテルニューオータニ佐賀（佐賀県佐賀市与賀町）で開催された。佐賀県では初の開催となった。

今回の全国大会開催趣旨は、これまでの大量生産・大量消費・大量廃棄型の経済社会は、我々の生活に多大な富と恩恵をもたらした半面、有害廃棄物や資源の枯渇化、地球温暖化などの地球規模の環境問題を発生させたとし、今や、ますます深刻化する環境問題に歯止めをかけようと、循環型社会や低炭素社会を目指した取組みが、国内はもとより国際的にも展開されるようになってきていること。一方、東日本大震災の経験から、災害廃棄物対策のための法制度の整備も進むなど、産業廃棄物処理業に対する社会的な要請はますます多様化してきており、業界を取り巻く環境が大きく変化する兆しを見せていること等を踏まえ、各界関係者と今後の産業廃棄物処理業の展望について考えるとしている。

当協会からは、高橋会長をはじめ役員の方にご参加をいただくとともに、女性部が同大会に合わせ企画した**『e-Lady21 のつどい』in 佐賀**も開催され、二木部長をはじめ 20 数名の参加をいただいた。

大会会場　中央は挨拶に立つ石井会長

また、開会にあたり、主催団体を代表して全産廃連石井邦夫会長からは、①環境省来年度予算要求では、産業廃棄物処理ビジネスの振興に係る支援として海外展開の促進や産業廃棄物処理振興ビジョンの策定などの施策が盛り込まれていること、②全産廃連でも昨年度から産業廃棄物処理業の振興策のあり方に関する本格的な検討を既に開始していること、③海外展開についても全産廃連主催のセミナーを本年３月に開催したことなどが報告された。

少し話がそれるが、平成 28 年度環境省概算要求事項別項目のキーワードを挙げると、ⅰ）東日本大震災に係る汚染土壌･放射性物質汚染廃棄物の適正処理、ⅱ）再生可能エネルギー普及・促進、ⅲ）CO_2 排出大幅削減、ⅳ）先進環境対応トラック・バス導入、ⅴ）低炭素型廃棄物処理支援、ⅵ）廃棄物発電、ⅶ）廃棄物焼却余熱利用支援、ⅷ）ＰＣＢ適正処理推進、ⅸ）水俣条約に基づく水銀廃棄物適正処理支援、ⅹ）環境産業国際展開育成等となっている。底流には、環境分野でも温暖化ガス総量規制の考えが貫かれていることがうかがえる。

まず、基調講演では、**『産業廃棄物処理と海外展開・海外事情』**と題して、国立研究開発法人国立環境研究所資源循環・廃棄物研究センター廃棄物適正処理処分研究室長の山田正人氏より話があった。今回は特に東南アジアにおける現状について話があった。わが国の廃棄物処理業者のアジア地域への進出が期待される中、各国に進出にあたっては、その国の実情がよくわかっていることが必須条件であることが指摘された。進出するにあたっては、自分の企業が何をできるのかをよく知ること。また、相手が何を求めているかという客のニーズをよく知ること。どんな企業がその地域に進出しているか、競争相手となる企業のことをよく知ること、そして、日本のしきたりから脱却することが肝要であることなどが話された。要は、進出にあたっては、大所高所からメリット・デメリットを分析し、最終的な判断を下すことが重要であるとのことだろうか。

その後、**『大規模災害に備える災害廃棄物対策』**をテーマにパネル討論会に移った。

全産廃連専務理事森谷賢氏をコーディネーターに、九州大学大学院工学研究院教授島岡隆行氏、環境省廃棄物・リサイクル対策部廃棄物対策課課長補佐松崎裕司氏、佐賀県くらし環境本部循環型社会推進課課長江島秀臣氏、一般社団法人佐賀県産業廃棄物協会副会長松尾文則氏の４人がパネリストとして参加し討論が進められた。

環境省の松崎氏は、今般、廃棄物処理法と災害対策基本法の一部が改正されたことに言及し、災害により発生した廃棄物については、適正処理と再生利用をきちんと確保した上で、平時から実際大規模災害が発生した時の対応まで、シームレスな災害対策が可能となるよう法整備をした旨話があった。

また、九州大学の島岡氏は、近年の水害による廃棄物発生とこれに対する対応に係る調査結果を紹介され、分別されていない廃棄物が排出される主な要因としては、①まず、廃棄物の排出を急ぐ被災者の行動心理があること、②行政による仮置場設置の遅れ、③行政の分別指導の不徹底等を挙げていた。記憶が定かではないが、分別できないものは最初に、分別できるものは少し時間をおいて分別した後出すといった工夫も必要であると話されていた。

佐賀県の江島氏は、同県の場合は、風水害が多く、災害廃棄物の主流は漂着ごみで、有明湾ののり養殖に被害があることを報告された。

佐賀県産業廃棄物協会の松尾氏は、産業廃棄物協会が持つノウハウや技術を活かせる支援体制の整備を訴えられた。

閉会後開催された懇親会では、佐賀県知事をはじめ各界の挨拶があり、本佐賀大会に出席された約 600 名が情報交換や懇親を深めた。

次回は岡山県で開催されることが報告され、佐賀大会はなごやかな雰囲気のもと幕を閉じた。

（事務局長　横手 浩次）

第１回　医療廃棄物排出事業者向けセミナー
『医療廃棄物処理の実務のポイント』

東京都産業廃棄物協会・医療廃棄物委員会（五十嵐委員長）は、平成 27 年 11 月 20 日㈮ 13 時 30 分より、エッサムグリーンホール（千代田区神田須田町）において、初の医療廃棄物排出事業者向けセミナーを開催した。3 人の講師を迎え、医療廃棄物を排出する医療機関（病院、医院等）を対象に、医療系廃棄物の処理と管理、電子マニフェスト、法的観点から排出事業者責任を問われた事例をテーマに、排出事業者が産業廃棄物を処理する際に生じる「排出事業者責任」を中心に講義が行われた。参加者は 63 名であった。

（取材・塩沢 美樹）

排出事業者責任による医療系廃棄物の処理と管理

講師 : 廣部（ひろべ） 充美 氏

㈶日本産業廃棄物処理振興センター 講師

廣部講師

廃棄物処理法の構成と厳しい法規制の背景、続いて廃棄物の定義から実際の分別・保管の方法等について、特に感染性廃棄物に的を絞り詳細に説明が行われた。その内容は、感染性廃棄物はどのように判断するか、判断できない場合はどうすればよいか、また、保管方法や注意点等について、図版や写真を示して紹介された。このほか、委託契約書の記載方法、マニフェストの記載方法と受け渡しの流れについても説明されていた。委託契約書の作成やマニフェストの発行は排出事業者の責任であること、適法に作成されていないと、排出事業者が委託基準違反の責任を負うことなどが強調され、講義全般にわたり、産業廃棄物の処理責任は排出事業者にあること、その責任を果たさない場合にはどのような罰則が科されるか、といった具体的でわかりやすい内容となっていた。

電子マニフェストシステムについて

講師 : 麻戸（まと） 敏男 氏

㈶日本産業廃棄物処理振興センター 理事

麻戸講師

電子マニフェスト制度について、概要とメリット、導入の事前準備から料金区分、加入手続の方法等が具体的に説明された。国は電子マニフェスト普及目標を 50%（平成 28 年度）と定め普及を推進しており、平成 27 年 9 月末現在では約 40% の普及率となっている。全国の医療機関の電子マニフェスト加入率は約 44%、都内では 12,226 事業場（病院、診療所）が加入し、その加入率は 51% とのことだ。

講義風景

また、電子マニフェスト導入のメリットとして、①事務処理の効率化による事務負担の軽減、②法令遵守、③データの透明性が挙げられるとして、紙マニフェストとの運用の比較により説明されていた。

排出事業者責任を問われた事例に学ぶ

講師 : 芝田 麻里 弁護士

芝田稔秋法律事務所

芝田弁護士

産業廃棄物の不適正処理は処理業者の問題と考えられがちであるが、法においては排出事業者の責任であるとして、排出事業者処理責任の原則、違反事由と罰則等について詳細に説明があり、排出事業者に対して措置命令が行われた具体的事例が示された。

これまで不法投棄等の不適正処理が行われた場合、措置命令の対象者は処理業者であることが一般的だったが、平成 22 年の廃棄物処理法改正により排出事業者責任が強化され、①マニフェストに関する規制に違反した場合、②排出事業者の処理状況把握義務に違反した場合、③適切な措置義務に違反した場合等に、排出事業者も措置命令の対象になることが、事例を通じて説明された。また、針刺し事故の場合、廃棄物処理法には直接の該当条文はないが、民法の不法行為責任（怪我した従業員に対して賠償責任が発生）、債務不履行（安全配慮義務違反 ; 契約当事者間において、相手方の安全に配慮しなければならない。排出事業者は委託を請けて収集運搬を行う処理業者に対し、生命財産を傷つけてはいけない契約上の義務を負う）、及び刑法の業務上過失致傷罪（排出事業者は自分の業務から出る廃棄物の処理を他人に委託しているので、業務上の過失にあたる）等の法的責任が発生する可能性があることが紹介され、大変興味深かった。

最後に、排出事業者の責務とは、単に処理委託を行うにはとどまらず、①処理法の仕組みを理解し、排出事業者に廃棄物処理の責任があることを理解する、②排出事業者責任を全うするために、適正な業者・優良な業者を委託先として選定する、③適切な分別・梱包や廃棄物に関する情報提供を行う等、排出者自身も適正処理の推進に関わる等の「自覚を持つこと」と説明され、廃棄物処理に係るすべての方にとって示唆に富む内容であった。

ドライブレコーダー映像で見る事故の傾向と対策

講師　有限会社 ディ・クリエイト　代表　上西 一美 氏

収集運搬委員会と青年部は、平成 27 年 11 月 18 日㈬、千代田区のハロー会議室淡路町において、『ドライブレコーダー映像で見る事故の傾向と対策』をテーマに合同研修会を開催し、㈲ディ・クリエイト代表上西一美氏よりご講演いただいた。同氏は、タクシー会社の経営を任されていた当時、ドライブレコーダー（車載カメラ）を利用して事故削減率 70% を達成された。その後、そのノウハウをもって交通事故削減のコンサルティングとして独立。現在は、全国でセミナー、講演、コンサルティングを手懸ける交通事故防止の専門家として活躍されている。

今回の研修は、定員 60 名のところ 64 名の受講者が集まり、青年部の幹事は立ち見となるほどの盛況ぶりだった。会場内は開始前から講演内容を期待する空気で包まれていた。開催に先立ち、収集運搬委員会の加藤委員長より挨拶があった。廃棄物処理業界における交通事故防止の重要性が伝えられ、重ねて今後の収集運搬委員会で新たに取組む交通事故防止の事業について説明された。

講演内容は、先ず事例ごとの映像を観ることで臨場感の有る状況を共有して、その後に原因を説明するので事故原因となる重要なポイントがストレートに腑に落ちる内容だった。リアルな事故映像なので、ショックを受ける部分もあったが、どのようにして事故が起きたのかが伝わり、更に何に注意すべきかの解り易い説明で、単に映像を観る以上の効果があった。人の生理面や心理面に原因が有る事を知り目から鱗の話が多く、交通事故防止の考え方が変わった。

認知・判断・動作を体験

講演で紹介された内容をポイントのみいくつか紹介する。

1.「マイクロスリープ」に注意。直ぐ休まないと、わずか２秒で事故。**2. 認知→判断→動作のサイクル**。プロドライバーの事故原因は「認知」での異常が多い。特に「見落とし」に注意。**3.「見落とし」**の原因としては、「焦り」、「思い込み」が多い。**4. 携帯電話**などで中心視野に集中している間は、見えていても認知不可の状態である。**5. 目から入る情報**として柔軟に、周辺視野も使う事が大切。**6. 耳からの情報**は早く、認知に役立つので窓を少し開ける。**7. 動体視力の低下**は 50 代前半が特に注意。本人はまだまだ行けると錯覚しやすい。**8. 教えるより気付かせる**。**9. 錯覚**を起こしてしまう。**10. 事故は大小ではない**。運命のルーレットが決めているだけ。**11. 事故は会社の責任**。

参加者でぎっしりとなった会場

映像による講演に限らず様々工夫がされ、例えば上記の見落としの原因である「焦り」がいかに事故につながり易いかを説明する為に、全員に簡単な「焦り」の疑似体験をしてもらうなど従来の研修には無い工夫が凝らされていた。

講演後に、アンケートを集計してみると驚く事に、「解り易い内容だった」の回答が 100% で全員だった。繰り返しになるが、今回の研修は事故の状況情報を映像で伝えている。講師曰く、「映像での情報提供は、ほぼ 100% 伝わる。データでは覚えきれない。人は感覚で運転している。」映像の記憶に原因や原理の解説が重ねられる事で受講者の納得感は高く、観た映像を自分の事として捉えることで、反省する機会を与えて頂いた。講演後は、しばらく名刺交換や個別の質疑が続き、参加者の皆さんが事故防止について真剣に取組まれている事が印象に残る研修会だった。

体験実習

立ち見となる盛況ぶり

（㈱ハチオウ　森 雅裕 記）

合宿集中討議　今年も開催

平成 27 年 11 月 10 日㈫から 11 日㈬にかけ、恒例となった法制度検討委員会（篠原委員長）合宿集中討議が行なわれた。宿泊形式の討議は今回で 4 回目だ。場所は、例年同様、一般財団法人 ホテルアジア会館だ。港区赤坂 8 丁目、都心の中の都心にある。

今回の集中討議は、昨年 11 月の集中討議で出された各委員会・各部からの第三期テーマについて、本年度末までに一定の道筋をつけるべく開催された。

参加者は、委員 10 名のうち 9 名。オブザーバーは芝田麻里弁護士。これに事務局長と担当木島さんが参加した。

のべ 9 時間超の集中会議　1 日目の討議風景（アジア会館会議室にて）

まず、スケジュールであるが、第一日目 13 時現地集合。13 時 15 分から、途中休憩を挟みながら21時まで6つのテーマについての討議だ。翌日は、朝食後、9 時から 11 時 30 分まで 1 つのテーマと全体のまとめ、年度末までの進行確認となっている。

本年4月から開始した、①少量マニフェスト交付の改善、②再委託の条件付き緩和の検討、③外国人労働者の確保策検討については、既に検討を終了している。

この間、法制度検討委員会には、5 年に一度、廃棄物処理法の見直しが行われていることを踏まえ、来年度見直しに向けた当協会としての要望の精査、その後の全産廃連改正要望素案に対する意見の集約等を 3 回にわたりお願いした。事務局としては、本委員会の議事日程に遅れを生じさせたことについて、この場をお借りして改めてお詫びするとともに、篠原委員長をはじめ委員の方に心より感謝する次第である。

さて、今回の討議事項は、①悪質仲介・代行業務の排除、②支払い業務の法制度化、③モデル契約書の見直し、④特管産廃保有で普通産廃許可の検討、⑤積替保管への行政指導のあり方検討、⑥減価償却耐用年数の短縮要請、⑦マニフェスト交付や記入項目の明確化の 7 事項である。

まず、**①悪質仲介・代行業務の排除**。これは 2 期継続テーマとなっており、最近の傾向としてコンサルの横行があることが背景となっている。現在、仲介業務についての法上の制約がない。国の回答文書でも、誰もが仲介行為を行なうことが可能としている。今回の検討の方向としては、支払い窓口対応や管理業務の実態をさらに細かく把握・整理した上で、現行の廃棄物処理法に規定する「収集運搬業」・「処分業」に加え、新たに「廃棄物管理業務の資格 (国家資格) 制度の創設」について、改めて検討していくことを決定した。

次に、**②支払い業務の法制度化**。これについては、解体工事業者等からの廃棄物処理費回収漏れ等の発生が背景にある。現在、善後策として元請・解体業者・処理業者間で覚書で対応はしているものの、契約書に金額を入れ込むことも含めて、法令上の明確な根拠がないのが現実である。今後の検討の方向では、廃棄物処理法では、お金の支払い等に関する規定はないものの、元請責任の明確化、また、下請法では建設業が除外されているが（法で保証されるのは労務費のみ）、処理業者は業種分類上、「サービス業」として位置付けられていることから、この視点からの解決策の検討、さらに民法上からの根拠の追求等をしていくこととなった。なお、5 年後に解体業の業法制定の動きもあるところだ。

③モデル契約書の見直し。これについては、都の標準モデル契約書は行政サイドの視点が反映されている傾向があり、処理業者の立場にたったモデル契約書の作成が望まれている事情がある。検討の方向としては、東京都産業廃棄物協会版「モデル契約書」を作成することとなった。また、合わせて、契約書作成の手引きも作成することになった。具体的には、契約書における法に定める絶対事項とそうでない部分を分析確定するとともに、委員会委員企業が使用する契約書も参考にしながら、顧問弁護士の監修を経て作成していくことが確認された。

④特管産廃保有で普通産廃許可の検討。これについては、国のグリーンイノベーションＷＧにおいて、特別管理産業廃棄物処理業の許可を受けた場合、産業廃棄物の処理も同様に行なうことを可能とすべきとの議論がある。当協会会員企業からも、実態として、特管と普通産廃の許可を取得しているが、取得許可年月日が違うと、事務の手続きの重複感があるとの声がある。この要望に対し、環境省は制度の趣旨を理由に要望に応えられないとしている。今後の対応として、環境省の回答趣旨について改めて説明を求めるとともに、回答の内容如何によっては、必要な要望（提言）を行なっていくこととした。

⑤積替保管への行政指導のあり方検討。この背景には､近隣県の自治体によっては、許可を意識的に出さないなどの行政スタンスに違いがある。今回、担当委員が近隣県の所管部に聞き取り調査を行なった結果、一定の方針転換がなされたことが確認できたので一応検討終了とすることとした。

⑥減価償却耐用年数の短縮要請。2 期継続のテーマであり、背景に、平成 20 年度税制改正に伴い、償却資産に係る耐用年数省令が大くくり化され、廃棄物処理業用として使用される機械設備の耐用年数が実情と合わないなど、建設業等の近接する業種と比べ不利益感がある。このため、耐用年数省令の機械設備に係る業種区分の「その他」欄において、廃棄物の種類毎に、他の業種欄の機械設備と同様の機械設備と判断できる機会設備を特定し、もってその耐用年数を適用するための耐用年数表の新たな作成を検討することとした。

最後に、**⑦マニフェスト交付や記入項目の明確化**。これについては、マニフェスト記入に係る環境省通知等はあるものの、現場で実際に業務を進める際判断に苦慮する事例がある。このため、東京都産業廃棄物協会独自のＱ＆Ａ集を作成することとした。具体的には、関係団体の既存のＱ＆Ａ集にある事項に加え、現場で実際に困っている事例や当協会に問い合わせの多い事例等も盛り込んだＱ＆Ａ集を作成していくこととした。

次回以降、上記テーマの残りに加え、「選別許可の獲得検討」､「特定有害廃棄物の施設限定解除」についても引続き検討していくことを確認した。

次回は、年明け 1 月 25 日㈪に開催することを決定し、2 日間の長丁場の幕を閉じた。

（事務局長　横手 浩次）

表紙の言葉

●**今月の写真**：セソコテグリ　〔学名：Neosynchiropus(Synchiropus) morrisoni Schultz, 1960　英名：Morrison's dragonet（モーリソンズ・ドラゴネット)〕
●**撮影者**：阿部 秀行 氏　●**撮影地**：インドネシア（ラジャーアンパット）　水深 15 m
●**生息地**：西部太平洋に分布　体長 : 5 cm
●**撮影者コメント**：日本では沖縄県本部町と橋で繋がっている瀬底島（せそこじま）の海で初めて発見されたためセソコと名付けられたようです。浅いガレ場（サンゴの屍骸が散乱している）に生息しています。写真のように非常に地味な色合いでガレ場の中にいると目立たなくダイバーにもあまり人気がありません。今回の写真は、交尾の前の求愛時期だということで、右側の頭の赤いのがメスで左の地味なのがオスです。ガイドによると一度交尾をしかけたが、写真のフラッシュが気になり交尾が出来なかったと言っていました。私が意地悪をしたようです（笑)。

協会の主な今後の日程

（平成 27 年 12 月 1 日現在）

月	日	曜日	行事予定	備考
12	3	木	東京都環境公社「第三者評価制度」に係る評価委員会　14:00 ～	公社会議室
	4	金	中間処理委員会　15:00 ～	協会会議室
	5	土	関東地域協議会女性部会・部会長会議　11:00 ～	
	7	月	< 協会実施 >「電子マニフェスト導入実務研修会」 導入説明会 10:00 ～　／個別導入相談会 14:00 ～	エッサム本社ビル別館
			中間処理委員会　中和脱水分科会　15:00 ～	協会会議室
	9	水	広報委員会　10:00 ～	協会会議室
			常任理事会　13:30 ～　／　第 23 回理事会　14:30 ～	協会会議室
	16	水	青年部　正副部長会議　13:00 ～　／　幹事会　15:00 ～	協会会議室
	17	木	女性部　幹事会　13:00 ～　／　勉強会　15:00 ～	協会会議室
	28	月	< 仕事納め >	
1	6	水	< 仕事始め >	
	13	水	広報委員会　10:00 ～	協会会議室
			常任理事会　13:30 ～　／　第 24 回理事会　14:30 ～	協会会議室
	15	金	全産廃連 ; 理事会　13:00 ～	明治記念館
			全産廃連 ; 社団法人化 30 周年記念講演会　15:00 ～／新年賀詞交歓会　17:00 ～	明治記念館
	19	火	安全衛生推進委員会　15:00 ～	協会会議室
	22	金	新春講演会　16:00 ～　／　賀詞交歓会　18:00 ～	青山ダイヤモンドホール
	25	月	法制度検討委員会　15:00 ～	協会会議室
	26	火	関東ブロック青年部　幹事会　15:00 ～	協会会議室
	29	金	全産廃連 ; 第 2 回全国正会員事務局責任者会議	アジュール竹芝

～ 会員の皆様へ ～　**新春講演会・賀詞交歓会**　開催のご案内

●**日　時**　平成 28 年 1 月 22 日㈮　新春講演会 16：00 ～／賀詞交歓会 18：00 ～
●**場　所**　青山ダイヤモンドホール（港区北青山 3－6－8）
●**申込み**　協会からお送りした申込書により **1 月 12 日㈫**までにお申込みください。
【新春講演会】　参加費：無料
講　師：**ＤｅＮＡランニングクラブ総監督　瀬古 利彦　氏**
演　題：**「心で走る」**
【賀詞交歓会】　参加費：お 1 人 10,000 円／1 社お 2 人目より 5,000 円　＊当日

東京都・神奈川県協会 青年部 交流事業

～片瀬海岸の清掃ボランティアを開催～

神奈川の高橋部長と三村副部長（前列右から３人目と２人目）
東京の相川部長と山本実行委員長（前列右から４人目と５人目）

東京都産業廃棄物協会青年部は他県交流事業の一環として、神奈川県藤沢市にある片瀬海岸のビーチクリーンを平成 27 年 11 月 6 日㈮に神奈川県産業廃棄物協会青年部と合同で開催しました。今回の活動は、東京と神奈川の両青年部が事前に企画を持ち寄り幾度も打合せながらの実現となりました。これまでも青年部同士の交流はありましたが、両県青年部全体で一緒に行う活動は初めてとなります。

小田急線の片瀬江ノ島駅で降りて国道 134 号線にでれば、相模湾と日本百景に選ばれている江の島が目に飛び込んできます。ビーチクリーンを行う会場は、国道 134 号線沿いの 2004 年にリニューアル開業した新江ノ島水族館の真後ろに広がる片瀬西浜海水浴場としました。

当日、片瀬海岸の清掃ボランティア活動のために集まった東京と神奈川の青年部参加者数は 52 名と沢山の会員の方にご参加いただきました。東京青年部の相川部長と神奈川青年部の高橋部長のあいさつから片瀬海岸ビーチクリーンを開始しました。天候は雲ひとつない快晴で気温も 20 度を超す暑さの中、海岸の東側に江の島、西側に富士山が見える絶景に囲まれ

江ノ島をバックに

てのボランティア活動となりました。

ビーチクリーン開始当初は、東京と神奈川にわかれてクリーンアップを行っていましたが、最後は東京と神奈川が入り乱れて砂浜に落ちているタバコの吸い殻やペットボトルなど燃えるものと燃えないものに分けながら、東京と神奈川の両青年部で協力し、ごみを拾い集めました。綺麗に見えた砂浜も飲料系のごみ、衣類、ビニール袋など様々なものが落ちていて、あらためて自分自身も海岸を利用する際のマナーを再認識させられました。拾い集めたごみは、公益財団法人かながわ海岸美化財団を通じて適正に処理をして頂き、青年部として微力ながら海岸美化の協力をすることができたのかなと思いました。

ビーチクリーンで交流した後、これまた両青年部部長のあいさつから懇親会が始まり、さらに懇親を深めながら大いに盛り上がりました。ここでも東京と神奈川の参加者同士があいさつを交わしながら、東京都と神奈川県の廃棄物事情の違いについて盛り上がる姿や、ビジネスマッチングの場となり商談をしている部員など、コミュニケーションからビジネスにつながる、とても意味のある懇親会となりました。懇親会の途中で抜き打ちの企業アピールタイムがあり、それぞれの企業色を出したPR に参加者から笑いや賛嘆の拍手が送られていました。ビーチクリーンから懇親会まで終始参加者の笑顔が絶えず、東京と神奈川青年部の今後のより良い交流の新たな船出の場となりました。

最後に本交流会開催の各種手配や現地確認などご尽力いただきました、神奈川青年部の三村副部会長（JFE 環境㈱）、木野氏（桃神興産㈲）、殖栗氏（㈱ニチユ・テクノ）、東京青年部の山本氏（㈱浜田）、原氏（アースサポート㈱）、大澤氏（成友興業㈱）、その他携わって頂いた全ての方に御礼申し上げます。

（㈱三凌商事　大崎 秀也 記）

東京青年部からの参加者と事務局小池氏（右）

海岸が望めるレストランでの交流会

第 4 回『e-Lady21 のつどい』in 佐賀

部内勉強会『知っておきたい契約書作成と印紙税のポイント第 2 弾』

『e-Lady21 のつどい』参加者

e-Lady21 のつどい

平成 27 年 11 月 6 日㈮、第 14 回「産業廃棄物と環境を考える全国大会」が佐賀県佐賀市のホテルニューオータニ佐賀で開催されました。今回の全国大会では、東産協女性部でご講演いただいたことがある山田正人様（国立研究開発法人国立環境研究所資源循環・廃棄物研究センター）から「産業廃棄物処理と海外展開・海外事情」をテーマに講演がありました。また、パネル討論会では、「大規模災害に備える災害廃棄物対策」について話し合われました。

その全国大会開催直前、関東地域協議会女性部会が主催する第 4 回『e-Lady21 のつどい』を開催いたしました。当協会女性部の二木部長が開会を宣言し、来賓としてご臨席いただいた全国産業廃棄物連合会の石井邦夫会長と佐賀県産業廃棄物協会の篠原隆博会長よりご挨拶をいただきました。続いて、参加者を代表して佐賀県の㈲メディクリーン代表取締役の松原由紀子様より、会社設立から現在に至るまでのお話をしていただきました。

松原様は、適正に安全に処理をしたいという思いから、いち早く特管感染性の許可を取得したり、適正価格の取り決めをしたりと尽力されてきました。しかし、時代の流れの中で価格破壊が起こり、現在では低価格競争の中で非常に苦労されているというお話でした。例えば感染性廃棄物専用の容器について。排出事業者は安いものを選ぼうとしますが、適正処理や従業員の健康を考えるとその費用を惜しんでいられないという松原様の強い思いに参加者一同熱い気持ちがこみ上げてきました。

今回は、一都七県（東京都、埼玉県、千葉県、佐賀県、福井県、山口県、福岡県、沖縄県）から計 29 名が参加。1 人 1 人が自己紹介をし、限られた時間の中ではありましたが、交流を深めました。

この業界で働く関東地域以外の女性の方にお会いできる機会は少なく、この会は非常に有意義な場であると感じています。来年は岡山県で開催されます。今年お会いできた方に加え、新たな出会いを楽しみに活動をすすめていきたいと思います。

（白井エコセンター㈱　木村 英恵 記）

部内勉強会

日時：平成 27 年 11 月 19 日㈭
　　14 時 30 分より
場所：東京都産業廃棄物協会　会議室

部員会社紹介

有限会社常盤組

発表者　南里 智春 氏

南里さん（左）、早川さん（右）

一般廃棄物の収集運搬（小平市・西東京市）、下水処理汚泥の中間処理が主な業務である。汚泥の処理方法としては、薬剤を注入し臭いを消し、天日干し乾燥し、二次処理先に委託している。

アースサポート株式会社

発表者　早川 祐未 氏

本社は島根県にあり、都内には大田区京浜島に積替え保管施設と中間処理施設を有する。施設名は「京浜エコウェル」。「エコ」は環境、「ウェル」は福祉を意味する造語。事業所にて特定非営利活動法人「あすのひかり」の障がい者の就労支援を行っている。

アースサポートは、社員を大事にする会社で、半年に一度社長と語る機会がある。女性が活躍できる会社で、女性が働きやすいように育児休暇や会議休暇の取得を奨励している。

知っておきたい契約書作成と印紙税のポイント第 2 弾

講師：芝田 麻里 弁護士
　（女性部リーガルアドバイザー）

7 月 16 日に引き続き、契約書作成第

2弾の勉強会。前回の復習として、一般論では、契約はお互いの合意で成立するものであるため、書面としては作らなくても良い。しかしながら産業廃棄物処理委託契約書は、廃掃法で定められているもので、法律関係を明確にし、後日の紛争を防ぎ、共に適正処理を確保するために必要となる。従って、契約自体は合意のみによって成立するが契約書を作成しなかったら廃掃法違反となる、という内容を確認した。

今回の主題である契約書作成のポイントとして（1）廃掃法上の必要的記載事項がもれなく記載されているか、(2)トラブルがあったときに自社が守れる契約書になっているかの2点について、東京都モデル契約書を解剖し検証した。

（1）の必要的記載事項とは、政令6条の2第4号4､省令第8条の4の2(委託契約に含まれるべき事項）の内容であり、漏れなく記載されていなくてはならない。(2)については、法律に違反しない限り何を書いても問題はないが、自社を守るために、代金の支払時期･方法、契約履行上のトラブルが発生した場合、代金支払い等でもめた場合、マニフェストの記載等で問題となった場合、損害賠償条項は設けられているか、違約金ないし違約罰条項は設けられているか等の条項を盛り込んでおいた方が望ましいということであった。部員からは、支払の覚書等、質問が多く寄せられ、大変有意義な勉強会となった。

（㈱タケエイ　芹澤 典子 記）

芝田弁護士

女性部のホームページをリニューアルしました！

過去の『女性部だより』は、こちらからご覧いただけます。

www.e-lady21.tokyo

よろず相談

法律相談

弁護士
芝田麻里

事故発生の場合の排出事業者の責任

～医療廃棄物の「針刺し事故」の事例を題材として～

Q　私（A）の会社（B社）は、医療廃棄物の収集運搬を行っている会社です。取引先は、比較的大きな病院から、歯科医院などの小さなクリニックまで様々なのですが、どこの排出事業者も委託契約書の作成からマニフェストの作成・保存までなかなか処理法のルールを理解してくれません。あまり知らない、ということもありますし、知っていてもそれほど厳密に守ろうという意識がないような気がします。彼らは、私達処理業者と違って処理法違反があっても「許可取消」ということがないので、処理法の厳格さをあまり意識していないのではないかと思います。

そんな中、つい最近、C病院に回収に行ったウチの従業員（D）が感染性医療廃棄物を入れる容器を回収している際に、容器から突き出していた注射針で指を指してしまうというケガをしました。

いわゆる「**針刺し事故**」というもので、私達の業界ではよくあることとして有名なので、ウチの従業員にも気を付けるように言っていたのですが、ボックス（感染性廃棄物を入れる容器）の蓋に隠れて見えないところに針が出ていたりすると気を付けていてもうっかり刺してしまうことがあるのです。ケガ自体は「注射針で指を指してしまった」というもので絆創膏を貼っておけばいいような、大したものではないのですが、しかし、感染性医療廃棄物については、その注射針がどのような病気のどのような患者に使用されたものか分らず大変怖いです。

たとえば、DがB型肝炎であるとか、エイズなどの血液感染をする病気になってしまった場合、C病院に責任はないのでしょうか（**Q．1**）。また、私達はC病院に何かいえないのでしょうか（**Q．2**）。

解　説

1 排出事業者である医療機関の責任

(1)　排出事業者の処理法上の責任＝排出事業者処理責任の原則

Aさんは、排出事業者であるC病院が、廃棄物処理法違反を行っても「許可取消」処分を受けないため、処理法に対する意識が低いと悩んでいます。

しかし、処理法は、第3条第1項には一般廃棄物及び産業廃棄物を通じた原則として、「事業者は、その事業活動に伴って生じた廃棄物を自らの責任において適正に処理しなけ

ればならない。」と規定し、排出事業者処理責任の原則を明確に定めるとともに、産業廃棄物については、法第１１条第１項において「事業者は、その産業廃棄物を自ら処理しなければならない。」と定め、排出事業者処理責任の原則を再度確認しています。

第３条第１項（一般廃棄物・産業廃棄物を通じた原則）
「事業者は、その事業活動に伴って生じた廃棄物を自らの責任において適正に処理しなければならない。」
第１１条第１項（産業廃棄物における排出事業者処理責任の原則）
「事業者は、その産業廃棄物を自ら処理しなければならない。」

⑵　排出事業者処理責任の具体化

そして、上記排出事業者処理責任の原則を全うするために、処理法は排出事業者が廃棄物処理業者に廃棄物の処理（収集運搬及び処分）を委託する際の基準として、委託基準遵守義務、マニフェスト保存義務等を設け、これらの規定に違反した場合には刑罰をもって臨むこととしています（法２５条第１項第１号、第２６条第１号、第２９条等）。

すなわち、排出事業者は、処理法違反によって「許可取消」、「事業停止」といった処理法上の行政処分を受けることはありませんが、排出事業者であっても処理法違反を行えば、刑罰の対象となるのです。

排出事業者処理責任の原則
↓
排出事業者の委託基準遵守義務
マニフェスト規制義務等
↓
義務違反の場合は刑罰

ここで注意すべきなのは、委託基準義務違反の名宛人、すなわち法が委託基準を義務付けているのは排出事業者であり、処理業者ではありません。つまり、委託基準義務があったときに処罰されるのは排出事業者であって処理業者ではありません。

具体的には、例えば、①処理法上、廃棄物処理委託契約を締結するにあたっては契約書の作成が義務付けられていますが（法第１２条第６項→政令第６条の２第４号）、契約書を作成しなかった場合に処罰されるのは排出事業者であって処理業者ではありません。また、②排出事業者にはマニフェストの交付が義務付けられていますが、仮にマニフェストの発行事務を収集運搬業者に委託している、という事情がある場合であっても、マニフェストの交付を行わなかった場合に処罰されるのは排出事業者であって処理業者ではありません。

排出事業者の処理法違反と刑罰（抜粋）
●無許可業者への委託
→　５年以下の懲役又は 1000 万円以下の罰金
（第 25 条第 1 項第 1 号）
→　法人の場合は３億円以下の罰金（第 32 条第 1 項第 1 号）
●委託基準違反（契約書の不作成）
→　３年以下の懲役又は 300 万円以下の罰金
（第 26 条第 1 号）
→　法人の場合、法人に対しても同じ（第 32 条第 1 項第 2 号）
●マニフェスト不交付
→　６月以下の懲役又は 50 万円以下の罰金（第 29 条第 3 号）

⑶　廃棄物処理法以外の責任（民法上・刑事上の責任）

ア 民法上の責任（債務不履行責任と不法行為責任）

また、排出事業者が負っている責任は、廃棄物処理法違反だけではありません。すなわち、排出事業者は処理業者に対して民法上・刑事上の責任を負うことがあります。

民法上負う責任は、債務不履行責任または不法行為責任というものです。

債務不履行責任とは、契約当事者が契約の相手方に対して負っている義務（債務）に違反した場合に発生する責任であり（民法４１５条）、義務に違反した者は相手方に対して損害賠償義務を負うとされています。また、**不法行為責任**とは、「故意又は過失によって他人の権利又は法律上保護される利益を侵害した者」が損害を与えた相手方（被害者）に対して負う責任であり、損害を与えた者（加害者）は、被害者に対して損害賠償義務を負うとされています（民法７０９条）。

排出事業者が処理業者に対して負う民法上の責任
●債務不履行責任（民法４１５条）
「債務者がその債務の本旨に従った履行をしないときは、債権者は、これによって生じた損害の賠償を請求することができる。」
●不法行為責任（民法７０９条）
「故意又は過失によって他人の権利又は法律上保護される利益を侵害した者は、これによって生じた損害を賠償する責任を負う。」

もっとも、廃棄物処理委託契約においては、排出事業者は処理業者に対して廃棄物の処理（収集運搬・処分）を委託し、排出事業者はこれに対して「処理費用を支払う」という義務（債務）を負っているだけである、と考えれば、針刺し事故等が起こった場合に排出事業者の契約違反（債務不履行）はないとも考えられます（「針刺し事故」を起こさないことは契約内容となっていないという考え方）。

しかし、判例上、「**契約関係にある当事者は、契約上付随する義務として当然に、相手方の財産もしくは生命身体を傷つけてはならない義務を負う**」とされています。この義務は、「**安全配慮義務**」といわれています。

そこで、この義務（安全配慮義務）に違反すれば契約違反（債務不履行）となり、安全配慮義務違反により契約の相手方に対して損害を与えた場合には、債務不履行に基づく損害賠償義務を負うことになります。つまり、本件に即していえば、排出事業者である病院は、契約の相手方である処理業者の安全に配慮し、「針刺し事故」等が起こらないように注意する義務を契約上負っていることになります。

安全配慮義務

「契約関係にある当事者は、契約上付随する義務として当然に、相手方の財産もしくは生命身体を傷つけてはならない義務」

↓

違反すれば債務不履行

↓

損害賠償責任の発生

イ 刑事上の責任

次に、排出事業者に刑事責任が発生する場合があります。

交通事故を想起してみてください。車の運転によって人にケガをさせた、あるいは死亡させてしまった場合、業務上過失致傷罪または業務上過失致死罪という犯罪が成立します（刑法２１１条）。この場合の「業務」とは、仕事や職業のことをいうのではなく、「人が社会生活上、反復継続して行う行為」あるいは「反復継続することが予定された行為」をいいます。

これと同様に、業務上（人が社会生活上、反復継続して行っている行為または反復継続して行うことが予定された行為）の過失によって、人にケガをさせてしまった場合、または死亡させてしまった場合には業務上過失致傷罪または業務上過失致死罪が成立することになります。業務上過失致傷罪と業務上過失致死罪をまとめて「業務上過失致死傷罪」といいます。

業務上過失致死傷罪には、「５年以下の懲役若しくは禁錮又は１００万円以下の罰金」という刑罰が定められています。

刑法２１１条

「業務上必要な注意を怠り、よって人を死傷させた者は、５年以下の懲役若しくは禁錮又は１００万円以下の罰金に処する。」

② 設問の検討

(1) Q．1について（針刺し事故の場合の病院の責任）

まず、針刺し事故の発生を直接に禁止した廃棄物処理法の規定は存在しないため、針刺し事故の発生自体をもって処理法違反とすることはできません。

しかしながら、針刺し事故によって、Ｂ社の従業員Ｄに対してケガをさせてしまった場合、排出事業者であるＣ病院はＢ社及びＤに対して民法上、刑事上の責任を負うことになります。

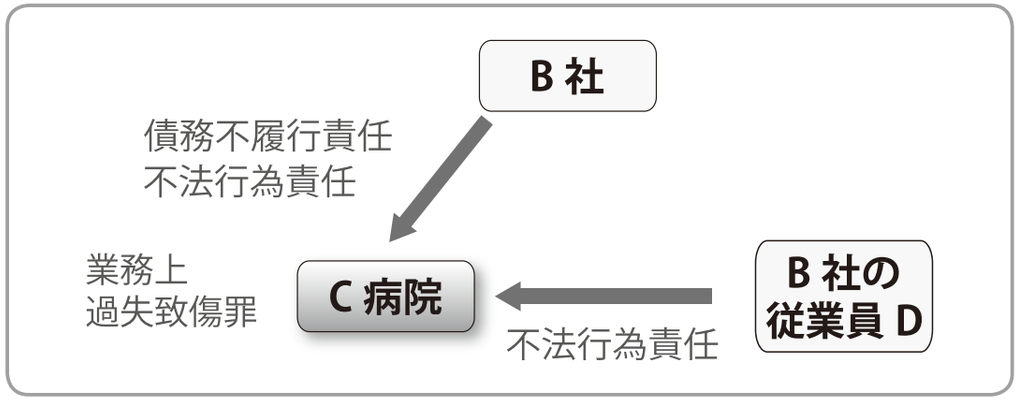

(2) Q．2について（Ｂ社及びＢ社の従業員ＤはＣ病院に対して何が言えるか）

ア Ｂ社→Ｃ病院

上述のように、本件針刺し事故によって、Ｃ病院は、Ｂ社に対しては安全配慮義務違反に基づく債務不履行責任及び不法行為責任を負うことになります。この場合、ケガをしたのはＢ社の従業員Ｄであって、Ｂ社に損害はないようにも見えますが、Ｂ社の従業員のケガはＢ社自体に対する損害ともいえますので、従業員Ｄのケガに基づいてＣ病院に対して損害の賠償を求めることができます。

イ Ｂ社従業員Ｄ→Ｃ病院

また、Ｂ社の従業員Ｄは、Ｃ病院と契約をしているわけではないので（Ｃ病院と契約をしているのはＢ社）、針刺し事故による契約違反を問うことはできませんが、不法行為に基づく損害賠償の請求をすることができます。仮に針刺し事故によって従業員ＤがＢ型肝炎に感染した、あるいは性病に感染したなど、感染症に罹患した場合には、損害賠償請求額は高額なものとなる場合があります。

ウ Ｃ病院の刑事責任（業務上過失致傷罪）

さらに、Ｃ病院は、「病院から出る医療廃棄物である注射針を排出する」という社会生活上反復継続して行う行為によって、Ｂ社の従業員Ｄの身体を傷つけていることになりますから、ゴミ出しについてＣ病院に過失が認められればＣ病院のゴミ出し担当者について業務上過失致死傷罪が認められる可能性があります。

この場合、Ｂ社ないしＢ社従業員Ｄは、Ｃ病院について刑事処分を求めて告発ないし告訴をすることになります。

講師余談・古代史散歩

移動する大王墓の謎

「やまと」から佐紀へ　奈良盆地東南部の「やまと」地域の、箸墓をはじめとする6大王墓の主は、5番目の行燈山古墳が実在初代の崇神天皇、6番目の渋谷向山古墳が景行天皇らしいとされる以外は議論が尽きず謎のままだが、渋谷向山古墳（現、景行陵）を最後に「やまと」地域での大王墓の築造は停止する。代わって200㍍を超える大王墓級の巨大前方後円墳が出現するのが奈良盆地北部の佐紀の地域だ。

奈良盆地は、ふるくから北半分を「曾布」、南半分のうち飛鳥川辺りから東を「やまと」、西を「葛城」といい三つの地域に分けられていた。その曾布の地域に属する佐紀の地に巨大前方後円墳が現れたのは4世紀中頃で、最初の巨大古墳は五社神古墳（現、神功皇后陵、墳長276㍍）だ。次いで、少し離れている宝来山古墳（現、垂仁陵、227㍍）、さらに佐紀陵山古墳（現、日葉酢媛陵、210㍍）、佐紀石塚山古墳（現、成務陵、220㍍）と順次造営され、5世紀に入ると市庭古墳（現、平城陵、250㍍）、ヒシアゲ古墳（現、磐之媛陵、218㍍）、さらにコナベ古墳（204㍍）、ウワナベ古墳（265㍍）と続き、5世紀中頃をもってピタリと築造が停止する。

佐紀から河内・和泉へ　4世紀末から5世紀の古墳時代中期になると、ヤマトの大王墓（同時期の最大古墳）は再び移動して、大和川が河内（大阪）平野に出たあたりの古市古墳群（藤井寺市等）と海岸寄りの和泉の百舌鳥古墳群（堺市）に移る。先ず古市には4世紀後半に津堂城山古墳（208㍍）が出現し、4世紀末には大王墓とされる中ツ山古墳（現、中津媛陵、286㍍）5世紀前半には誉田御廟山古墳（現、応神陵、420㍍）などへと続く。一方、百舌鳥古墳群には5世紀初頭に上石津ミサンザイ古墳（現、履中陵、365㍍）、5世紀前半に列島最大規模の大仙陵古墳（現、仁徳陵、486㍍）、後半には土師ミサンザイ古墳（288㍍）と続く。5世紀に河内・和泉に大王墓が移動してから、前方後円墳は最盛期を迎え、超巨大前方後円墳が出現し、今にその威容を誇っている。

なぜ大王墓は移動したのか？　近畿中枢部の前方後円墳の分布は参考図（都出：古代国家はいつ成立したか91頁）のとおりだ。大和・柳本古墳群 ⇒ 佐紀古墳群 ⇒ 古市古墳群・百舌鳥古墳群と移動したのはなぜか？大王墓が移動することは異例のことだ。だから、すぐに出てくるのが王権の交替論だ。「やまと」地域で大王墓が移動していたのは、ヤマト連合の内部で王権が持ち回りになっていたからだという説を前に紹介したが、かなり離れた佐紀に移動したのは持ち回りとは思えない。ヤマト連合王権の本拠地（本貫地）であったわけではないからだ。

古墳の立地については、その勢力の本貫地に築造するのが原則であるという考え方が有力であり、それが大きく変動するのは本貫地を異にする勢力に王権がはく奪されたからだと考えるのが妥当だということになる。そこから、「やまと」地域にあった崇神天皇から始まった王権、これを聖なる山である三輪山の麓に本拠地にしていたことから「三輪王朝」（崇神王権）と称し、これに対し、5世紀に大王墓が河内に移ったことをとらえ、奈良盆地の勢力から王権を奪い新たな王権「河内王朝」（応神王権）が打ち立てられたとする考えが流布している。

文献を中心に研究する古代史研究者の間では、5世紀に河内を本拠地とする有力首長が、奈良のヤマト王権から権力を奪ったとする説と、大和と河内の勢力が対立していたのではなく、両者で一体化していたとみる説がある。一方、考古学研究者の間では、大王墓の移動を権力の奪還による王権中枢の移動とみる説、近畿中枢部のヤマト広域連合王権の内部で盟主権が大和の勢力から河内の勢力に移動したとする説、3世紀から奈良盆地で大規模な前方後円墳を造り続けた結果、空閑地が少なくなり、大王墓の立地場所として河内・和泉の未開原野を新たに選んだとする説がある。

王墓と王宮、どっちが重要？　大王墓の移動の議論をみると、大和から河内への移動が中心になっているが、「やまと」から佐紀への移動についてはどう考えるのだろう。それに、本拠地が異なるというが、王墓は動いても王宮がどうなっているかによって話は変わるのではないか？実は、古代の宮都（王宮）は、大王墓が佐紀や河内に移ってからも、大部分が引き続き奈良盆地東南部、「やまと」に営まれている。王権の継承に関わる祭祀を行う場が前方後円墳であり、見せるための巨大モニュメントの所在地には、それなりの意味があるのだろうが、その移動だけをもって王権の簒奪があったとするのは納得しがたい。大王が生きて政務を行う場である王宮が移動しないということは、連合王権内部での王統の交替にとどまる変化であったとみるべきだろう。

大阪と奈良の前方後円墳の分布

連合王権の内部であっても、中心勢力の交替が起こる場合には、大王墓の移動先には、王位を獲得する以前に、その勢力が築いてきた一定規模の前方後円墳群が存在すると考えられる。河内の古市古墳群や和泉の百舌鳥古墳群には、巨大古墳が出現する前の古墳がれっきと存在する。このため、大和から河内への大王墓の移動をもって、王権の交替、あるいは王権内部の中心勢力の交替があったとみることになる。

佐紀への移動の真相　しかし、「やまと」から佐紀への移動は、そうではない。大王墓が何もないところに突然出現している。このため、佐紀への移動の理由は謎とされている。そこで、大王家の母方の本貫地に何らかの理由で王墓が移されたのではないかと白石太一郎はいう。また、奈良盆地のなかで、東南部の「やまと」地域では大規模前方後円墳を築造するスペースが無くなってきたため、北部の丘陵地に計画的に移したという説もある。奈良盆地南部から北部を通って日本海側に繋がっていく古代の街道が佐紀を通ることから、寺沢薫は都市計画的な発想による移動ではないかとしている。二人の有力研究者の説を合わせたのが正解ではないかと思うがどうだろう。　（古川 芳久）

* 『古代国家はいつ成立したか』都出比呂志（2011 岩波新書）
* 『古墳とヤマト政権』白石太一郎（1999 文春新書）

事務局だより

我が国の構造的な問題である少子高齢化に真正面から挑み、「希望を生み出す強い経済」、「夢をつむぐ子育て支援」、「安心につながる社会保障」の「新・三本の矢」の実現を目的とする「一億総活躍社会」に向けたプランの策定等に係る審議に資するため、「一億総活躍国民会議」が設置された。謀新聞掲載の川柳は、この国民会議の仕事を「一億総括役国民会議」と詠んでいた。

過日、NHKが「認知症」についての「予防」と「対応」について、2日間にわたり特集番組を組んでいた。予防策にはいろいろあるということだが、筆者なりの解釈では、一番簡単でかつ実行可能な方策は、「普段歩く時よりも、5センチほど歩幅を広げて早足で歩く。1日30分位週2～3回」で十分らしい。人は、道を曲がったり、階段を昇ったり、往来で他人とぶつかるのを避けたりする行動を無意識のうちに実行している。これは、脳の中にある複数の部位の脳細胞がフル回転しているからだそうだ。思えば、お店でモノを買う時は、購入目的があって、目的を実現するモノを探し、手にとり、支払い場所まで持って行き、お金を払って入手している。しかし、歩く時は、曲がったり、昇ったりすることを、いちいち自分が脳に指示していない。要は、複数の脳細胞からなる「脳内ネットワーク」が自然に稼動しているということらしい。この脳細胞の基地が少しずつ欠け、機能しなくなると、モノ忘れが進行したり、歩様バランスが崩れたりするそうだ。機能しなくなった基地部分はMRIでみると空洞化している。

あまり仕事好きでない筆者が仕事をする時は、あまり考えたくもないことをいちいち考えながら、仕事の目的・達成のための手段に腐心しているのが現実だ。買い物や仕事においても、脳内ネットワークがフル稼動すれば、事情が一変する。朝職場に来て、無意識の内に「チャチャット」と仕事が遂行できれば、毎日がバラ色だ。あと100年もして人類が進化すれば、そうなるかもしれない。

さて、今年もいよいよ最終コーナーにさしかかった。振り返れば、行事一つをとってみても、役員の方の関係者への年始の挨拶廻り、新春講演会・賀詞交歓会、東京都との適正処理懇談会、定時総会・表彰式・懇親会、国内処理施設見学研修会、新入会員との懇談会、東京都予算等に対する要望、全産廃連や全産廃連関東地域協議会等関係団体行事への参加等々があった。また、各委員会活動等への年間を通しての参画など、大変充実した仕事をさせていただいた。

どれ一つをとってみても筆者1人で完遂した仕事は一つもない。思えば、組織運営に係る会長をはじめ役員諸氏の指導、講習会実施の際の会員企業の参加という協力・支援など、「脳内ネットワーク」ならぬ「組織ネットワーク」のお蔭だ。加えて、「チャチャット」と仕事が遂行できなかった筆者にとっては、なんとか年末を迎えられるのも、何と言っても、事務局スタッフの皆様のお蔭だ。

来年度もたぶん、自分の成長は期待薄ではあるが、自分を取り巻く人達に感謝の意を込めて、本年最後の事務局だよりとします。（横手）

編集後記

師走を迎えました。皆様にはもっとも繁忙な時期を迎えられていることと想います。今冬は今のところ、気温は平年よりいくらか高い状態で推移しています。しかしながら、先月下旬には、日本列島には近づきませんでしたが、台風が列島東の太平洋上を北上していきました。西高東低が強まり、突然の大雨、大雪があるかもしれません。今一度、天候の急変への対応を考察して準備をお願いします。

紙マニフェストの頒布についてですが、10月は前年同月比で120％という結果でした。わが業界は、どうも読み難い、不安定な状況の中に在るようです。一喜一憂しても仕方がないのですが、ほっと一息といったところでしょうか。しかしながら、会員数は微減が継続の状態です。引き続き、新入会員のご紹介を皆様にお願い申し上げます。

国際情勢が緊迫しています。人間の移動が頻繁な時代です。いつ何時、どこで何が起こっても不思議はない現代です。国民、国家が、あらゆる現象に対して鋭敏になる必要があるのではないでしょうか。

まもなく平成28年、2016年を迎えます。どうか、我が国の固有の年末、年始の習慣を実践して頂ければと想っております。本年一年、広報委員会一同、大変お世話になりました。どうか、皆様には良い年をお迎え下さい。

（乙顔）

とうきょうさんぱい

第32巻 第9号 通巻第304号

平成27年12月10日発行

発行人 高橋俊美

企画・編集 広報委員会

発行 一般社団法人 東京都産業廃棄物協会

〒101－0047
東京都千代田区内神田1－9－13
柿沼ビル7F
TEL 03（5283）5455（代表）
FAX 03（5283）5592
http://www.tosankyo.or.jp
E-mail;info@tosankyo.or.jp

新規会員募集へのご協力のお願い

～協会組織の充実 ・ 強化に向けて～

当協会は、産業廃棄物の適正な処理及び再生利用等についての調査研究、普及、研修並びに指導等の事業を通じ、生活環境の保全及び公衆衛生の向上並びに資源の効率的活用を図り、もって都民の福祉の向上に寄与することを目的として設立されており、収集運搬及び処分業の許可を受けている企業等と、協会の目的に賛同している賛助会員で構成されている法人であります。

産業廃棄物処理業界が社会の要請に的確に応えていくためには、会員相互が連携を図り組織強化に努めることが重要であります。

当協会にご参加をいただきますと、協会組織としてのスケールメリットを活かした事業活動や信用力のある事業展開にもつながります。

つきましては、会員企業の皆さまには、是非、いまだ未加入の関係企業にお声かけいただくなど、ご協力をお願い申し上げます。

入会の申し込み方法

入会につきましては、 入会申込書を提出していただくことになりますので、下記の協会事務局までご連絡いただければ入会申込書をお送りいたします。

一般社団法人 **東京都産業廃棄物協会**

〒101-0047　東京都千代田区内神田 1-9-13　柿沼ビル７Ｆ

TEL（03）5283-5455　FAX（03）5283-5592

http://www.tosankyo.or.jp/

廃木材よ…再びよみがえれ！！

廃木材には「マテリアルリサイクル」により与えられる使命がまだあります。

廃木材

破砕→異物除去
→成型→仕上

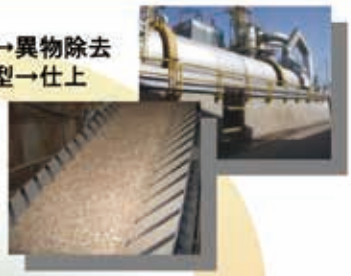

不要となった
E・V・Aボードは
再び原材料として使用

東京ボードグループ
マテリアルリサイクル
システム

置き床・家具等
に使用

パーティクルボード
「E・V・Aボード」

廃木材の利活用、このままでいいのでしょうか？

現在、廃木材の利活用について議論される際に、常に話題の中心になるのがバイオマス発電を中心とした「エネルギー利用」です。再利用することが出来ない廃棄物をエネルギーに還元することは非常に有効な活用法であると言えます。

しかし、「エネルギー利用」する前に、今一度考え直して下さい。

その廃木材は「マテリアルリサイクル」が出来るのではないでしょうか？
私達東京ボードグループは皆様とともに「マテリアルリサイクル」の手助けをさせていただきます。
そして共にCO_2削減を図り、地球環境をより良いものへと改善していきましょう！
木々に永遠の命を与えたい…。それが東京ボードグループの使命です！！

TBG TOKYO BOARD GROUP

私達は
地球温暖化防止に
全力で取り組みます

東京ボード工業株式会社
本社　〒136-0082　東京都江東区新木場2-11-1　TEL:03-3522-4138　FAX:03-3522-4137
新木場工場　〒136-0082　東京都江東区新木場2-12-5　TEL:03-3522-1524　FAX:03-3522-1525
埼玉工場　〒340-0835　埼玉県八潮市浮塚100番地　TEL:048-996-4541　FAX:048-996-4562
横浜エコロジー株式会社
〒236-0003　神奈川県横浜市金沢区幸浦1-4-2　TEL:045-778-1153　FAX:045-778-1154
ティー・ビー・ロジスティックス株式会社
〒340-0835　埼玉県八潮市浮塚100番地　TEL:048-994-1311　FAX:048-994-1315
TB関西物流株式会社
〒630-8452　奈良県奈良市北之庄西町1-6-11　TEL:0742-50-6222　FAX:0742-50-6667